

第2回山梨市下水道事業審議会議事概要

日 時 平成29年8月8日 13:30～15:40

場 所 山梨市役所 203会議室

1. 開会

2. 議事 [出席委員：7名 事務局：下水道課長以下4名]

(1) 前回審議会経過について

議事①前回の審議内容について

前回議事録を参照し、内容確認。

(質問、意見なし)

(2) 下水道事業の現状と課題について

(事務局) 資料説明(以下、説明概略)

議事②下水道事業の現状と課題について

資料「山梨市下水道事業経営計画の進行状況及び平成33年度までの修正値」を使い、整備目標の指標・効率化の指標を数値的に示して説明。

● 現状

整備面積については、投資額がやや少なく、幹線道路の整備を実施したため費用が割高になり、平成28年度末時点で計画より13.6ha少ない状態である。

水洗化人口(下水道接続人口)については毎年約300人増加し平成28年度末時点で14,256人である。しかし、有収水量は平成25年度から微増程度に留まる。その一方、処理水量は増加しているため、有収率は91.46%(平成24年度)から73.72%(平成28年度)までに低下している。

● 下水道適正使用料金に関する状況と平成33年度までの修正値

維持管理費は処理水量の増加に伴い、年々増大しており平成28年度においては、計画より2,700万円増額している。資本費は計画よりも少し減少した数値だが、維持管理費である流域負担金の増加により、歳出合計は計画値よりオーバーしている現状である。使用料等収入については、有収水量が伸び悩む中、ほぼ計画通りの収入となっている。

使用料等収入から維持管理費分を引いた分を資本費に充当しているが、平成28年度において充当額は約5,300万円で、充当率は23.2%となり、計画充当率41.1%よりも低い値になっている状態である。

◎ 整備目標の指標

平成33年度までに、整備面積は17.5ha/年を整備(H33年度893.6ha)、供用

開始人口は150人／年（H33年度18,853人）、水洗化率は1.3％／年アップ（H33年度85.2％）、普及率は1年毎に0.7％／年アップ（H33年度54.1％）を修正値とする。

◎ 効率化の指標

有収率は不明水対策を実施することによる改善を見込み、3％／年アップさせ平成33年度には85％の有収率にすることを指標とした。処理水量は有収率の改善により、減少すると考えられる。

議事③県内13市料金について

議事④料金改定案について

【A 平均使用料改定率10％】4,988円（2ヶ月・40m³）

平成36年度での健全化を目標とし、単価143円（税抜）を採用した場合。

【B 平均使用料改定率20％】5,852円（2ヶ月・40m³）

経営計画に基づき平成33年度での健全化を目標とし、単価156円（税抜）を採用した場合。

県内13市の下水道料金を比較した資料を用いて説明。（40m³／2ヶ月、税込の場合）山梨市は、現行料金では4,730円であり、県内で高い方から5番目となっている。経営計画どおりの改定（改定案B）を行うと5,852円という県内で最も高い料金となり、市民生活、工場誘致等に悪影響を及ぼしかねない。また、高料金は加入促進の弊害となる。そこで、こうした状況と有収率の向上という喫緊の課題も鑑み、標準家庭の使用料金額を2,500円／月未満に抑え、改定率10％アップを基本とする改定案Aを提案した。使用料改定率を10％とした改定案A場合は4,988円となり、県内で高い方から3番目となる。

（委員） 処理水量が増加しているにもかかわらず、有収水量は増えていないということだが、この原因がわかるのか。

（事務局） 雨水対策を行ったが、それでも有収率は下がってしまった。つまり、地下での侵入水（不明水）もあるのではないのではないかと思います。不明水の水量も、単に雨水や地下水が下水道に入ってきてしまっているだけとは思えない水量になってきています。この原因を洗いだすのが近々の課題です。

（議長） この前提として、有収水量と処理水量の差が出てくるわけだが、水量の算出はどういう仕組みになっているのか。山梨市の処理水量は処理施設でカウントしているのか。

（事務局） 有収水量は、水道メーターでカウントした水量、井戸メーター、排水流量計（工場など）、井戸水使用していてメーターが設置していない世帯では人数割り（1ヶ月1人8m³として）の積み重ねで算出しています。処理水量について

は、県の峡東流域幹線の市境に設置されたメーターの差引で算出しています。甲州市との市境で入ってくる分をカウントし、笛吹市との市境で流れ出る分をカウントしています。この流域メーターが市内に3か所設置されています。

(委員) その処理水量と有収水量の差を減らすのが課題と言っているが、ただ単に不明水があるだけといったような単純な問題ではないと思う。

(事務局) 確かに流域メーターが間違っている可能性や、誤接続などの可能性も考えないといけません。現在、地域を絞り込み管口カメラで不明水の調査をして、侵入水を見つけたら止水をするということを考えています。

(委員) 5年間で有収水量と処理水量の差が開いたのだから、この5年間で精査すれば良いのではないか。この原因はわからないのか。

(委員) 原因が特定できずに有収率の達成目標が平成33年度までに85%とするのはどうなのか。他市の有収率はどうなっているのですか。

(事務局) 他市の有収水量の状況は、甲州市は90%以上、笛吹市はおよそ88%です。山梨市はおよそ73%と低い状態です。

(議長) これは実際に使用していない水量分も支払っているということですね。

(事務局) そうですね。実際に排水した水量、プラス20~30%の不明水分のお金を支払っているということです。不明水分も流域負担金の水量単価に跳ね返ってくるものなので、市民の負担になってしまいます。もし有収率が上がり、下水道への接続率も上がれば平成36年度は料金の値上げをしなくても済む事も考えられると思います。

(委員) 市民の意識が下水道に向いていないのでは。例えば、雨水の誤接続について知らなければ悪意なく繋いでしまう人がいるのではないか。下水道についての啓蒙を活発にするべきだと思うが、こういった活動は行っているのか。

(事務局) 供用開始前に説明会を開いて、接続は指定店で行ってもらうようにお話しはしています。また、下水道使用開始前には市で検査を行って雨水等が誤接続されていないかもチェックしています。

(委員) 峡東流域の他市の有収率はなぜ良いのか。不明水がないからですか。

(事務局) 有収率から見ると、甲州市だと10%、笛吹市だと12%程不明水があるということになります。ですが、マンホールの穴からなどどうしても入ってきてしまう雨水等の不明水があります。下水道事業計画でもそうした不明水は10%程出てくるだろうという想定になっています。

(委員) 甲州市や笛吹市は、どうしても発生してしまう量に不明水が収まっているということですね。山梨市だけ不明水対策をしていないというわけではないですか。

(事務局) 山梨市だけ何もしていないということはないです。他市の話を見ると、山梨市と同様にマンホールを見たり、管路の主管が通っているところは費用をかけて直したりはしているということでした。

(委員) 使用料等充当率についてですが、平成 33 年度にいきなり充当率を 72.3%にするというのは厳しいのではないですか。

(事務局) 計画では、平成 33 年度に使用料を単価 164 円(税抜)に上げる予定で、その分が充当され 72.3%に上がるということです。

資本費に伴う起債元利償還金は、「60%が公費、40%は私費」で賄うことが基本です。この私費 40%分について交付税は充てられないということは、前回お話しさせていただきました。県内 13 市の料金をみてみると、山梨市の料金が高いように見えます。ですが、料金の低い市については、汚水の起債元利償還金分へ多大な公費(一般会計からの繰入金)を充てている状態だと思います。

(議長) その一般会計からの繰入を減らすためにも料金を上げなければならないということですね。だけど、市民に一般会計からの繰入という仕組みを十分に理解してもらえていない。一般財源が豊富であれば、しばらく下水道料金を上げなければいいではないかという印象になる。しかし、40%は利用者が負担するという仕組みを目指さないと、どれ程の市の一般財源を使ってしまうことになるかという資料を示していただけだと思います。

(事務局) 本日は資料がないため概略をお話しいたします。市税の収入は毎年約 30 億円あります。先程お話ししました「40%私費」分へ一般財源の基準外繰入をしている額が 1.5~2 億円程です。ですので、市税のうち約 5~6%を下水道の資本費へ投入しているという状況です。

(委員) 独立採算へ持っていくとなると徐々に厳しさを増すと思いますが、下水道は生活上で必要不可欠なものだと市民に判断してもらえれば、料金の値上げはやむを得ないと理解してもらえらると思います。

(議長) 「経営の健全化」とありますが、資本費の負担割合の問題だけを言っているように思う。先程話があったように、不明水が侵入してしまっているなどの点から、下水道事業そのものが不健全になっていないか考えてもらいたい。

(委員) 供用開始区域の未接続世帯がすべて下水道へ接続したとすると、収入はどの位よくなるのですか。

(事務局) 平成 28 年度の供用開始人口が 18,103 人で水洗化人口が 14,256 人ですので、未接続の人口は 3,847 人となります。この未接続人口が仮にすべて下水

道に接続したとしますと、約 5,000 万円の収入が増える計算になります。

(委 員) 未接続者が下水道に接続しない理由があるのでは。わざわざ接続工事費などの負担をして、さらに使用料を支払わなければいけないということを考えると、メリットがなければ接続しないと思う。特に、高齢者のみの世帯だと未接続のままでも、と考える人が多いと思う。

(委 員) つまり、接続費用がかかり過ぎる。補助金制度をフル活用してもらおうようにすればいいのではないか。

(事 務 局) 下水道加入促進補助金をぜひ活用していただきたい。加入率を上げるためにも、補助の最高額 10 万円を引き上げるとか、補助対象を供用開始から 1 年以内の申請期間を長くするとか、補助金制度の内容の見直しをする必要があるかもしれません。

(議 長) 補助金の予算はどの位確保してあるのですか。

(事 務 局) 年間 10 万円×80 件を想定して、800 万円程です。

(委 員) 市民は補助金制度について知らないのでは。

(事 務 局) 供用開始前には説明会を開いたり、広報にも載せたりしています。

(議 長) 有収率を上げること、下水道利用者を増やすこと、現状のままではいけないということ、経営計画をあと 3 年ずらすということが今日の審議会の柱ということですね。それでは、次回の審議はどのようなことを議事にしますか。

(事 務 局) 次回の審議会は、今回議題に出たことを整理して議事にします。それをつきつめたら、答申の準備ということになります。答申は 10 月半ばを予定しております。

(委 員) 補助金についてですが、接続工事費が高くて接続しないという人も多いと思う。一度に工事費を全額払うのは大変だと思うのだが、月賦払にする方法等はないのですか。

(事 務 局) 下水道が供用開始になったらどのような費用負担があるのかといいますと、受益者負担金（旧山梨市地域は $1 \text{ m}^2 \times 330$ 円、牧丘町は $1 \text{ m}^2 \times 104$ 円）と、宅内への接続工事費があります。接続工事費は各家庭それぞれの状況でかわるのですが、一般のご家庭ではおよそ 30 万円程です。分割払に関連してですが、「利子補給制度」というものがありまして、銀行でお金を借りていただいた分の利子分は山梨市が負担するという制度がございます。ですが、活用する方は現在皆無の状態です。

(委 員) そういう制度があるんですね。わかりました。

(事 務 局) 下水道工事が始まる前に対象者に対し、説明会を開催しています。ですので、供用開始 1 年以内の申請（補助金対象）の期限までにおよそ 2 年の期間

があるということになります。この期間にご準備していただきたいという話を説明会でもしています。

(委員) 水洗化率が、山梨地域 79.8%と牧丘地域 68.7%と差があるのはなぜですか。

(事務局) はっきりとはわかりませんが、牧丘地域は水資源が豊富なので浄化槽から排水しても滞留せず流れ、匂い等に気づかないので下水道に接続しないままという人も多いのかなと思います。

(委員) 区長会で下水道接続の呼びかけをお願いしたらいかがでしょう。市民全体で建設費を負担しているわけだから、なるべく多くの人に接続してもらえるように。

(事務局) 地区別に水洗化率を出して、接続のお願いをしてもらうための資料としては考えています。どうしても下水道整備が後発になってしまった地域は、水洗化率が低くなっている現状です。皆さんからいただいている市税を使って整備したものですから、それを使わないというのはもったいない、ぜひ使用してほしいという宣伝や戸別訪問していきたいと思っています。

(委員) 補助金について、皆さんご存知だろうとおっしゃっていましたが知らない市民も多いと思う。水洗化率にしても市民に知ってもらえるようよりアピールする必要があるのではないか。例えば、広報で取り上げるにしても「環境」が特集テーマになっている時に、下水道について盛り込み大きくPRしてもらうなど工夫ができると思う。広報に掲載したからといっても市民全員見ているわけではないので、広報以外の方法も考えてみるのはいかがか。

(事務局) わかりました。考えてみます。

議事 ⑤次回日程・浄化センター視察について

(事務局) 事務局案としましては、審議会と浄化センター視察を同日に行いたいと考えています。浄化センターの標準視察時間が1時間程度のため、審議会を午後1時から開催し、午後3時頃から視察を行うと半日程度となります。日程としましては、8月28、29、31日の中で考えていますが、ご都合はいかがでしょうか。

(議長) 審議会と視察の同日開催ということですが、これでよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(議長) それでは29日のご都合が悪い方はいらっしゃいますか。いないようですので、8月29日(火)でお願いします。

(事務局) 29日(火)午後1時～審議会、午後3時頃に移動して浄化センターを午後

3時30分～4時30分頃まで視察するというスケジュールにしたいと思います。